

平成28年2月22日提出

熊本市建築審査会条例の一部改正について

熊本市建築審査会条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建築審査会条例の一部を改正する条例

熊本市建築審査会条例（昭和46年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第4項中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第5条とする。

第3条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「法」の次に「その他の関係法律」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

に関する法律（平成２７年法律第５０号）の施行による建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の一部改正に伴い、熊本市建築審査会の委員の任期を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。